

消費生活センター は身近な味方です

まずはお気軽にご相談下さい。



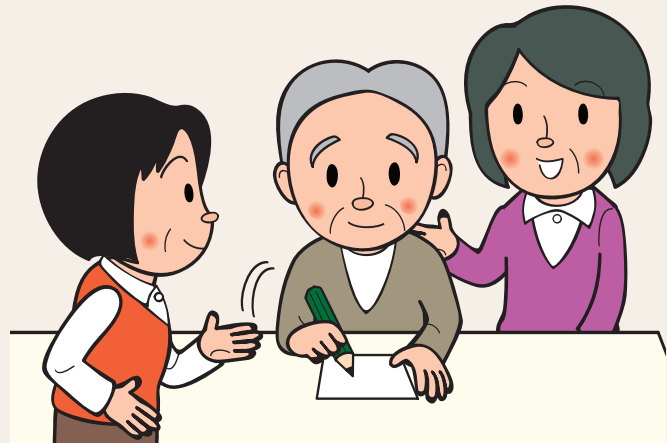
消費生活センター(消費生活相談窓口)では、専門的な知識と経験を持つ相談員が消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせん等を行っています。

※法律で都道府県に設置が義務づけられています。また、地域によって、名称が異なる場合があります。

例：消費者センター・生活科学センター・生活センターなど

自主交渉の助言

「訪問販売で買った物を解約したいのですが…」
期間内であればクーリング・オフ(17ページ参照)の方法を助言します。できるだけご自身で解決できるように支援します。



あっせん

「契約してから時間が経ってしまったのですが、やはり解約したいのですが…」
クーリング・オフ期間が過ぎてもあきらめないで下さい。契約に問題があった場合など、必要に応じて事業者との間であっせんを行います。適切な解決方法を探して、相談員は努力をいたします。

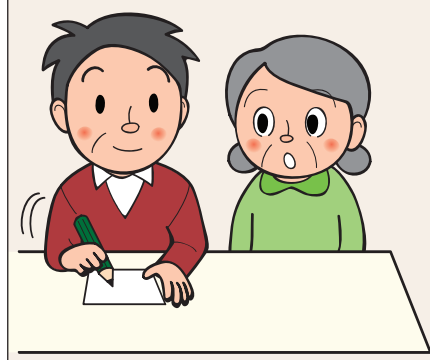


情報提供

消費者からの問い合わせに対し情報提供を行います。また、弁護士や司法書士等の専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介いたします。



相談をするときには、左のような項目について事前にメモをしておくとう便利です。実際に書いてみることで問題を整理することができます。



紙に書くと話がわかりやすくなるよ



〈参考〉相談便利メモ

契約をしたのはいつですか?

例 4月10日ごろ

何を契約しましたか?

例 ふとん

いくらですか?

例 30万円ぐらい

どこから買いましたか?

例 O×健康株式会社

契約のきっかけは?

例 業者が訪ねてきた



業者が発行した契約書や領収書などの書類があれば、手元に用意しましょう。スムーズに相談を進めることができます。